資料１

１　策定の趣旨

本市は平成6年11月に勝田市と那珂湊市との合併により誕生して以来，2次にわたり総合計画を策定し，市政を推進してきました。平成17年度に策定した前計画では「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる世界とふれあう自立協働都市」を目指すべき都市像として，その実現に向けて，各種施策を推進してきましたが，第2次総合計画は平成27年度で計画期間の満了を迎えます。また，第２次総合計画後期基本計画を補完する震災対策の特別計画として平成24年度に策定した復興計画についても，平成27年度で計画期間が満了します。

　本市を取り巻く状況をみると，経済の長期低迷，少子高齢化や家族形態の変化に加えて東日本大震災を経験したことにより，市民の価値観やライフスタイルが多様化してきており，復興計画の趣旨を着実に反映しながら，社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した新たなまちづくりのビジョンを示していくことが必要となっています。

　このため，総合企画審議会や市政懇談会，市政モニター，パブリック・コメントをはじめ広く市民の意見を取り入れながら，今後の10年間を展望した「ひたちなか市第3次総合計画」を策定します。

　この計画は，本市の現状と課題を踏まえ，将来の目指すべき都市像とこれを実現するための目標や基本方向を明らかにするとともに，市民と行政の協働により，それぞれが自らの役割と責任においてまちづくりを推進するための最上位の指針であり，市政運営にかかる各部門別の計画や事業等の基本になるものです。

２　総合計画の構成と期間

　ひたちなか市第3次総合計画は，「基本構想」，「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

①基本構想

基本構想は，長期的視点に立って，まちづくりの基本的な考え方や将来都市像を明らかにするとともに，まちづくりの基本目標やこれを実現するための施策の大綱などを定めるものです。

　この構想は，総合的かつ計画的な市政運営の指針とするため，その計画期間を10年間とします。

②基本計画

　基本計画は，基本構想を実現するために取り組む具体的な施策の体系を定めるものです。この計画は，前期計画，後期計画に区分するものとし，計画期間をそれぞれ5年間として，毎年度評価を行います。

③実施計画

　実施計画は，基本計画に掲げる施策について，向こう3年間の具体的内容や達成目標を定め，社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら，進行管理を行うものです。毎年度ローリング方式により見直しを行います。

|  |
| --- |
| ※総合計画の構成や期間を表わす図やイラストを挿入すること |